

平成30年3月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	愛の旅株式会社 (法人番号: 4030001111228) 代表者上原昌仁
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区六木2-4-27コンフォートB (本社営業所) 東京都足立区六木2-4-27コンフォートB
(4) 行政処分等の内容	許可取消
(5) 主な違反の条項	道路運送法第27条第4項
(6) 違反行為の概要	平成29年9月14日他、定期的な監査を実施。違反が認められたため平成29年10月20日、指摘事項確認監査を実施。是正措置が講じられていなかったため、同日付けで輸送の安全確保命令を発動。平成29年11月20日、改善状況を確認するための監査を実施し、なお是正措置が講じられていないことが確認された。(1)輸送安全確保命令違反(道路運送法(以下「運送法」)第27条第4項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)

平成30年3月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社藤田観光バス (法人番号: 9380002019471) 代表者藤田伸治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 福島県白河市東釜子字川田79-13 (栃木営業所) 栃木県那須郡那須町大字寺子丙椿山960-8
(4) 行政処分等の内容	許可取消
(5) 主な違反の条項	道路運送法第40条
(6) 違反行為の概要	平成29年10月11日付けで、輸送施設の使用停止、自動車検査証返納及び自動車登録番号標の領置を受けるよう命じたにもかかわらず、これに従わなかった。(1)自動車等の使用停止命令違反(道路運送法(以下「運送法」)第40条)、(2)自動車検査証返納及び登録番号標領置命令違反(運送法第41条第1項)